

仕様書

1. 件名

次期箕面市子ども成長見守りシステム用機器調達

2. 調達物品

2.1 調達物品

別添「調達一覧」のとおり

2.2 調達物品の前提条件

(1) 製品指定機器について

別添「調達一覧」に記載する機器は、既存ネットワークに増設し、使用する物品であり、既存ネットワークはNEC社製の統合管理ソフトで一元管理を行っている。

既存ネットワークの資産を共通基盤として活用するため、動作検証が既に完了している機器を製品指定とする。ただし、以下のすべての条件を満たすことにより、製品指定となる機器の後継機の納品を可とする。

- ① 事前に同等品以上であることを証明できる資料を本市へ提示し、本市の了解を得ること。
- ② 機器保守の観点から、メーカー対応、アップデート、サポートの確認等にメーカー対応が確立、一本化されていること。さらに、令和5年（2023年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日までの間、本市に運用コストがかからないことを保証すること。
- ③ 通報等の接続は、内部から外部への通信のみとし、外部からの接続は行わないこととし、既存ネットワークのセキュリティ要件を変更しないこと。

(2) 参考品提示機器について

備考欄記載のそれぞれの性能について、同等品以上の機器を納品すること。

（1つでも下回らないように注意すること。）

3. 納入関連

3.1 納入期限

令和5年（2023年）2月15日までとする。なお、納入日時は平日の10:00-17:00（但し昼休み12:00-12:45を除く）とし、最終的な納入日は箕面市教育委員会子ども未来創造局子育て支援室（以下、子育て支援室という。）と協議して確定させること。

3.2 納入場所

大阪府箕面市西小路4丁目6番1号

子育て支援室 及び サーバルーム

（ただし、納入場所は変更となる可能性があるため、子育て支援室と協議し確定させ

ること。)

3.3 納入にかかる費用

納入にかかる費用は、受注者が負担すること。

3.4 その他納入にかかる注意事項

(1) 箕面市庁舎に入館する際、以下の注意事項を順守すること。

ア 搬入車両については事前に連絡を行い、市民の交通の妨げにならないよう配慮すること。

イ 子育て支援室から指示があった場合は、建物内の床面及び壁に養生を施すこと。

ウ 市庁舎管理に対して入館手続きが必要になった場合、作業従事者の所属及び氏名等の情報について、子育て支援室が指定する日時までに報告すること。

エ 搬入経路については事前に子育て支援室と協議すること。

(2) 納入完了時点で子育て支援室の検査を受け、その結果が不合格の場合には、子育て支援室の指示に従って、可及的速やかに当該機器を完全な代替機器と交換すること。

4. ハードウェアの稼働保守

4.1 保守概要

保守対象期間中、納入物品に瑕疵等があった場合は速やかに交換対応を行うこと。

保守作業にあたっては、本システム運用保守業者及びネットワーク保守業者との円滑な協力体制を実現すること。

4.2 保守対象

別添「調達一覧」に記載の機器およびライセンスを対象とする。

4.3 保守対象期間

納品後1年間を無償保守期間とする。

4.4 保守の内容

以下の作業を調達事業者の責任において確実に実施すること。なお、以下に示す内容は必須条件であり、これ以外の内容についても本市業務に影響を与えないよう必要に応じて実施すること。

ア 保守対象期間は、電話によるサポート受付窓口を開設すること。祝日を除く月～金曜日の午前9時から午後5時までとする。

イ 保守対象期間は、必要に応じて不良部位の切り分け及びオンサイトによる交換対応を実施すること。

ウ 落札業者は、機器が故障した際のメーカー修理窓口を一覧にして、提出すること。

エ 保守要件が発生する場合は、本システム運用保守業者及びネットワーク保守業者と調整のうえ、作業を行うこと。

5. 検収関連

調達一覧のすべてが揃っていることが確認された場合に検査の合格とする。

なお、検査の結果、全部又は一部に不合格が生じた場合には、受注者の責任において速やかに対応した上で、子育て支援室の再検査を受けること。

6. 特記事項

- (1) 「2. 調達物品」に記載されたすべての製品は、中古品であってはならない。
- (2) 調達対象のソフトウェア等に関しては、子育て支援室からの指定がないものについては、原則、納品時点において最新の状態で提供すること。
- (3) ハードウェア及びソフトウェアの必要なマニュアルを最低一式用意すること。
また、保証書、ライセンス証類は分類・整理し納入すること。
- (4) 本仕様書に明記されていない事項であっても、契約履行上確認が必要な事項、又は疑義が生じた事項については、子育て支援室に確認し、その指示を受けるものとする。